

令和2年度診療報酬改定についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび令和2年3月5日付官報 号外第42号の厚生労働省告示第57号に記載されていた改定内容の検査に関する部分についてお知らせいたします。

謹白

◎ 令和4年3月31日までの経過措置項目(期限付保険算定項目)

(項目コード)	項目名	代替項目
(No.00403)	アルブミン(BCG法) 11点(生化学的検査I)	(No.00417) アルブミン(BCP改良法) 11点(生化学的検査I)

他の経過措置項目(弊社未実施項目/検体検査):

BenceJones蛋白定性(尿)、CK-MB(免疫阻害法)、動物使用検査

【令和2年4月1日より点数が削除された項目】

トロンボテスト、Major BCR-ABL1 mRNA定量(1以外:1200点であったもの)、ムコ蛋白、膵分泌性トリプシンインヒビター(PSTI)、前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP)、アレルギー刺激性遊離ヒスタミン(HRT)、サイトメガロウイルス抗体

◎ 令和2年度 検体検査に関する主な改定内容

1) 遺伝子関連・染色体検査 判断料(100点)の新設

「D004-2の1」、「D006-2」～「D006-9」、「D006-11」～「D006-20」の遺伝子関連検査及び染色体検査の判断料は新判断料区分により算定される。

2) 悪性腫瘍遺伝子検査の類型見直し

「D004-2の1」悪性腫瘍遺伝子検査の各項目を以下のような分類に見直し

イ 処理が容易なもの

i 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの 2,500点
(薬事承認または認証が得られた体外診断用医薬品や医療機器があるもの)

ii その他のもの 2,100点

処理が容易なものを複数同時に実施した場合の包括点数

2項目 4,000点 3項目 6,000点 4項目以上 8,000点

※なお、肺癌におけるEGFR遺伝子検査、大腸癌におけるRAS遺伝子検査をその他の方法(リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析、次世代シーケンスのいずれにも該当しない方法)で実施する場合は令和4年3月31日まで「ii その他のもの」として算定できる。

次ページに続きます

株式会社 **第一岸本臨床検査センター**

札幌本社:〒007-0867 札幌市東区伏古七条三丁目5番10号 ☎(011)787-2111 FAX(011)787-2191

資料、お問い合わせは担当者または最寄りの営業所までお願いいたします。

- 処理が複雑なもの 5,000点
処理が複雑なものを複数同時に実施した場合の包括点数
2項目 8,000点 3項目以上 12,000点

◎ 主な新設項目

1) 薬剤耐性菌検出「D019の4」 50点

算定条件：基質特異性拡張型β-ラクタマーゼ(ESBL)産生、メタロβ-ラクタマーゼ産生、AmpC産生等の薬剤耐性因子の有無の確認を行った場合に算定する。

- 弊社受託検討中

2) 抗菌薬併用効果スクリーニング「D019の5」 150点

算定条件：多剤耐性グラム陰性桿菌が検出された際に、チェッカーボード法により、抗菌薬併用効果の確認を行った場合に算定する。

- 弊社受託未定

3) 赤血球・好中球表面抗原検査「D016の6」 320点

算定条件：発作性夜間血色素尿症(PNH)の鑑別診断のため、2種類のモノクローナル抗体を用いて赤血球および好中球の表面抗原の検索を行った場合に算定する。

- 新規受託項目としてご案内

新規依頼コード：No.57762 赤血球・好中球表面抗原検査(PNH:CD59×CD55)
詳細はBML Information No.2020-20をご参照ください。

4) 血液粘弾性検査(一連として)「D006-21」 600点

算定条件：心臓血管手術(人工心肺を用いたものに限る)を行う患者に対して、血液製剤等の投与の必要性の判断、投与後の評価を目的として行った場合に算定できる。術前、術中又は術後で、それぞれ1回算定できる。なお、所期の目的を達するために複数回実施した場合でも一連として算定する。

- 弊社受託未定

5) 角膜ジストロフィー遺伝子検査「D006-20」 1,200点

算定条件：角膜混濁等の前眼部病変を有する患者であって、臨床症状、検査所見、家族歴等から角膜ジストロフィーと診断または疑われる者に対して、治療方針の決定を目的として行った場合に算定する。

- 弊社受託未定

6) 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)(遺伝学的検査「オ」の③)「D006-4」 8,000点

算定条件等：当該検査の遺伝子疾患が疑われる場合に、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記入する。

臨床症状や他の検査等で診断がつかない場合に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において検査が行われる場合に算定できる。

- 弊社受託準備中(6月より受託開始予定)詳細は別途お知らせ

◎ 主な算定条件の改定

- 1) EGFR遺伝子検査(血漿)「D006-12」 2,100点
改定内容：肺癌の詳細な診断及び治療法を選択する場合、または肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の2次的遺伝子変異等が疑われ再度治療法を選択する場合に、患者1人につき診断および治療法を選択する場合には1回、再度治療法を選択する場合には2回に限り算定できる。
- 2) ヘモグロビンA1c(HbA1c)「D005の9」 49点
改定内容：算定の要件に次の条件を加える
「クロザピン(精神神経用剤)を投与中の患者については、HbA1cを月1回に限り別に算定できる。」
- 3) 25-ヒドロキシビタミンD「D007の30」 117点
改定内容：一つの検査で「ビタミンD欠乏性くる病、ビタミンD欠乏性骨軟化症」と「原発性骨粗鬆症」の両方の用途に使用可能とし、400点と117点に分かれていた点数が117点に統合された。
- 4) 遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画 320点
改定内容：判断料区分の移動及び同時算定制限の新設
「免疫学的検査」から「生化学的検査Ⅱ(内分泌)」に移動
メタネフリン、メタネフリン・ノルメタネフリン分画、ノルメタネフリンと同時に実施した場合は主たるもののみ算定する。
- 5) 可溶性インターロイキン-2レセプター(sIL-2R)「D009の29」 438点
改定内容：算定対象疾患として「メトトレキサート使用時のリンパ増殖性疾患」が追加された。
- 6) 抗シトルリン化ペプチド抗体定性・定量(抗CCP抗体)「D014の23」 204点
改定内容：治療薬の選択のために「1回を限度として算定」に加え、「検査結果が陰性であったが、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、再度治療薬を選択する必要がある場合に3ヶ月に1回算定」が加えられた。
- 7) 淋菌核酸検出「D023の3」 204点
改定内容：女性尿検体の適応が追加され、「(尿検体を含む)」と改められた。
- 8) HPV核酸検出「D023の9」 350点
HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)「D023の10」 360点
改定内容：算定対象として「過去に円錐切除を行った患者」に「過去にレーザー照射治療を行った患者」が追加され、両者とも細胞診の併施が認められた。
- 9) HBs抗原「D013の3」 88点
HBs抗体「D013の3」 88点
HBc抗体半定量・定量「D013の6」 137点
改定内容：B型肝炎ウイルス再活性化の早期診断と肝炎発症、劇症化の防止を目的とし、免疫抑制剤の投与や化学療法を行う患者に対して、当該治療開始前に上記検査を実施した場合は、患者1人につきそれぞれ1回に限り算定できる。

10) HBV核酸定量「D023の4」 271点

改定内容：B型肝炎ウイルス既感染者であって、免疫抑制剤の投与や化学療法を行っている悪性リンパ腫等の患者に対して、当該、治療中及び治療終了後1年以内に限り月1回を限度として算定できる。

11) 病理組織標本作製(セルブロック法によるもの)「N000の2」 860点

改定内容：算定対象に「胃癌、大腸癌、卵巣癌もしくは悪性リンパ腫を疑う患者」が追加された。

12) 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製
4種類以上の抗体を用いた場合の加算「N002の8の注2」 1,200点

改定内容：算定対象に「原発不明癌、原発性脳腫瘍」が追加された。

13) 特定薬剤治療管理料1 バンコマイシン初月加算「B001の2のイ」 530点

改定内容：バンコマイシンを投与している入院中の患者に、同一月中に濃度を複数回測定し、投与量を精密に管理した場合、初月の算定で血中バンコマイシンの所定点数470点に530点を加算する。

14) 特定薬剤治療管理料1
ミコフェノール酸モフェチル「B001の2のイ」 250点(6ヶ月に1回)

改定内容：ミコフェノール酸モフェチルを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものに、同一月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、個々の投与量を精密に管理した場合に6ヶ月に1回に限り250点を所定点数470点に加算する。

15) 特定薬剤治療管理料1 エベロリムス
(3ヶ月間は毎月、4ヶ月目以降は4ヶ月に1回250点)

改定内容：エベロリムスを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものに同一月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、個々の投与量を精密に管理した場合に初回投与を行った月を含め3ヶ月の間は毎月、4ヶ月目以降は4ヶ月に1回250点を所定点数470点に加算する。

☆なお、以上の情報は令和2年診療報酬改定情報の抜粋です。